

平成 25 年 1 月 7 日
(株)たから抜型工業
代表取締役社長 沖田 恵三

環境保全に対する姿勢

(株)たから抜型工業は、環境保全への姿勢を明確にするため、「環境宣言」と「環境保全五か条」を制定し、環境保全の実現に向けて積極的に取り組みます。

■ 環境宣言

私達人間は自らの繁栄と同時に、地球環境を維持・向上する義務がある。
(株)たから抜型工業は、企業としての社会的責任を持ち、地球環境に配慮した資源調達や作業環境の実現に取り組み、クリーンな生産活動を行う。

■ 環境保全五か条

- ① 製品を構成する資材は環境に良いものを積極的に使用すること
- ② 機器や部品の選定は環境への影響を考慮すること
- ③ 3 R(スリーアール)*を積極的に推進すること
* 3 R … Reduce (廃棄物の発生抑制)
Reuse (再利用)
Recycle (再資源化)
- ④ 製品梱包を省エネルギー・省資源化すること
- ⑤ 環境に関する取り組みを社内外問わず拡大すること

資材調達の基本指針

第1章 総 則

- | | | |
|-----|-----|--|
| 目 的 | 第1条 | この基本指針は、(株)たから抜型工業が社会的責任として考える地球環境保全活動への社会的貢献のために、社内の資材調達に関する指針を示すものです。

(株)たから抜型工業の「環境保全に対する姿勢」の実現のために、環境への負担の少ない資材の調達を推進し、環境保全活動に積極的な購入先と共に、地球資源の循環と社会の発展に努力し続けます。 |
| 適 用 | 第2条 | この基本指針は、(株)たから抜型工業における、資材の調達活動に適用します。また、製品の保管・運搬に必要な梱包材についても適用されます。 |

第2章 選定基準

- | | | |
|----------|-----|--|
| 選定基準 | 第3条 | 資材調達は、次の選定基準に基づいて行われます。

① 購入先の選定基準
② 資材の選定基準 |
| 購入先の選定基準 | 第4条 | 購入先の選定に当たっては、企業間取引の均等を図ると共に、品質、価格、納期、サービス、技術開発力等に加え、次の各項のような環境保全活動に意欲的な取り組みを実践している購入先との取引を優先します。

① 環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、常に維持向上に努めていること。
② 環境保全活動に関する企業理念・方針を有し、関連会社を含む全部門、全従業員に周知すると共に、一般の人々にも開示していること。
③ 環境保全活動を推進する組織および環境管理計画を有すること。
④ 法規制や製品アセスメントおよび環境側面を評価・管理するシステムを構築して改善を進めていること。 |

資材の
選定基準

- ⑤ 環境保全に関する教育・啓蒙を従業員および関連する業務従事者に対し行っていること。
- ⑥ 省資源、省エネルギー、排ガス抑制等のための物質合理化に取り組んでいること。

第5条 資材の選定に当たっては、必要な品質・機能・経済的合理性に加え、以下のような環境負荷低減に関する諸項目を満たしている資材を優先的に採用します。

- ① 再生資源ならびにエネルギーなどに関する法律・条例に適合していること。
- ② 別紙の規制対象物質一覧に該当する、使用禁止物質を含有していないこと。
- ③ 化学物質の含有量が把握されていること。
- ④ 使用に当たり、騒音、振動、悪臭等の発生が少ないこと。
- ⑤ 廃棄に当たり、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の発生等の環境負荷が低いこと。
- ⑥ 再生資源・部品の使用や小型化等により、省資源化や省エネルギー化が図られていること。
- ⑦ リサイクル設計がなされていること。
- ⑧ 資材に関する環境情報を公開していること。
- ⑨ 梱包材についても、省資源・リサイクル・減量および化学物質の含有量削減等がなされていること。
- ⑩ 不使用証明書により証明がなされていること。

第3章 運 用

運 用

第6条 この基本指針の運用に当たって、国内法、条例、規則に適合する資材調達を推進するため、第4条および第5条の選定基準に基づき、この基本指針に適合する具体的な手段・ルールを定め、購入先に対しすみやかに情報を公開します。

附 則

1. この基本指針は、社会情勢の変化等により必要に応じ随時改訂します。